

目標達成のための重点施策

市では、3つの数値目標を達成するため、5つの重点施策を立てて目標達成を目指しています

○入所施設などから地域生活への移行を進めます

施設入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいの方が、地域で暮らせるようグループホームやケアホームを整備していきます。



○福祉施設から一般就労への移行などの就労支援を充実させます

福祉施設に通所している障がいのある方が、一般就労できるよう、働く場や訓練の場を開拓するなど一般就労への支援をしていきます。

○日中活動の場を確保します

日中活動系サービスを希望する障がいのある方が、サービスを受けられるよう、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

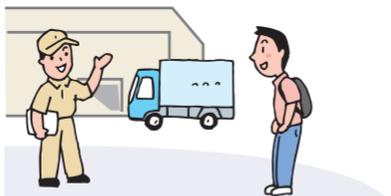


○相談支援体制を充実させていきます

障がいのある方が、地域で自立した日常生活を営めるように、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、相談支援や必要な情報の提供、助言などを中立・公平な立場で行える支援の体制を充実させていきます。

○地域で自立生活を営む方を支援します

地域での生活を望む障がいのある方が、自立した生活を営めるよう、支援体制を整備していきます。



計画の期間

第一期計画では、平成18年度から平成20年度までの3年間と平成23年度の数値目標を設定しましたが、計画期間の中間点にあたる今回は、第一期計画で設定した平成23年度の最終目標値を見直すとともに、平成21年度から平成23年度までの3年間の数値目標や目標達成のための方策を設定しています。なお、次期計画では、平成20年3月に策定した、障がい者福祉計画（障害者基本法に基づく計画）の次期計画と同時に策定する予定です。



障がい者福祉計画と障害福祉計画

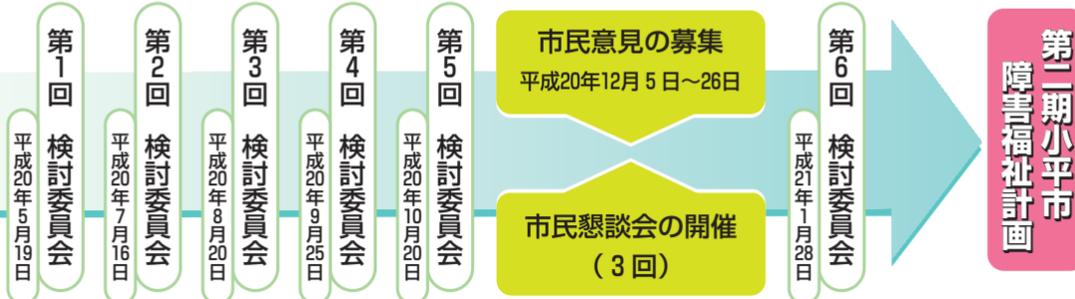
「障がい者福祉計画」は障害者基本法に基づく計画で、障害福祉サービスだけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図る理念的な計画です。

一方、「障害福祉計画」は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項などを定めるもので、「障がい者福祉計画」の一部である障害福祉サービスなどに関して、より具体的な内容を定める実施計画的なものです。障害福祉計画は、障がい者福祉計画と調和の取れたものとするのが障害者自立支援法で求められています。



計画書は、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所で閲覧できます。また、小平市ホームページでもご覧になれます。なお、市政資料コーナー、東部・西部出張所では販売もしています（1部350円）。

策定の経緯



計画に関する市民意見の収集と反映

計画策定にあたっては、学識経験者、関係機関の代表、市民委員からなる障害福祉計画検討委員会を設置し、6回の検討を行いました。また、市民の意見を直接お聴きするために「計画（素案）・市民懇談会」を3回開催し、参加された皆さんからご意見をいただくとともに、電子メールやファクシミリなどによるご意見もあわせて、計画を策定しました。



計画の推進と進行管理

障害福祉計画の推進と進捗よく状況の評価・点検は、地域自立支援協議会で行っていきます。また、社会情勢の変化や新たな国・都の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

問合せ

健康福祉部 障害者福祉課
☎ 042(346)9540・9542
FAX 042(346)9541
✉ syogaisya-fks@city.kodaira.lg.jp

